

7 弥 監 公 表 第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度財政援助団体監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 16 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



7 弥 防 第 40 号
令和 7 年 6 月 16 日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和 6 年度防災課財政援助団体等監査結果報告における監査委員
指摘事項に対する改善等措置及び検討状況の結果について（通
知）

定期監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

令和6年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1) ア	(防災課) 消防団分団運営助成金
監査結果報告における指摘事項 次の金額について、飲食費を補助金で支出していることが確認された。第1分団 9,336 円、第5分団 9,940 円、第7分団 12,340 円、第15分団 6,682 円。 補助金等の見直しに関する指針（平成24年10月）の補助金等交付基準に下記の基準が明記されている。 ①原則として事業に要する経費を補助対象とすること。 ②交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業の実施とは直接関係のない団体運営に係る経費は補助対象としないこと。 飲食費を補助金で支出することは、補助金の交付基準に遵守しておらず不適切である。前年度に引き続く指摘であり、次年度以降、繰り返されることのないよう強く要望する。		

対 象 課		防災課
原因・理由・背景 などの事情説明		前年度指摘をいただいた際に、消防団幹部と相談したところ令和6年度は分団長会で認める旨お伝えしていることもあり、令和7年度から対応することとした。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和7年度第1回分団長会（令和7年4月1日）
	誰が (どこが)	消防団幹部から各消防団分団長 (内容については消防Gが説明)
	何を (どこを)	令和7年度より飲食費は補助対象としないこと
	どのように 措置（改善） した（する）	上記内容を伝えた。 ※今後の分団長会において再度お伝えする。
情報 の 共 有	措置状況に関 する課内周知	問い合わせがあった際には上記のことを伝える。 実績報告書提出時に飲食費の領収書が含まれていないことを確認後受付する。

項目番号	(1) イ	(防災課) 消防団分団運営助成金
監査結果報告における指摘事項 宛名未記入の領収書や、使途が不明な領収書が散見された（24 件）。宛名及び使途が不明確であり、未確認の状態で補助金が交付されていた。使途の確認を行い、適切に交付されたい。		

対 象 課		防災課
原因・理由・背景 などの事情説明		領収書受領時に宛名等未記入のまま受領していた。 実績報告書提出時に市側も確認不足であった。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	領収書受領時
	誰が (どこが)	消防団
	何を (どこを)	領収書
	どのように 措置（改善） した（する）	領収書の未記入がないように確認する。但し書きにて確認できないものはレシート等で購入物や使途を確認する。
情報 の 共 有	措置状況に関する課内周知	実績報告書提出時に、領収書等の不備がないことを確認後受付する。